

介護保険システム等標準化検討会 合同ワーキングチーム（第1回）議事概要

日時：令和3年5月14日（金）13:30～16:00

場所：日本コンピューター株式会社 汐留シティセンター10F セミナールームA・B 及びWEB会議

出欠（敬称略）：

（構成員）

出席	生田 正幸	関西学院大学人間福祉学部教授
出席	後藤 省二	株式会社地域情報化研究所代表取締役社長
出席	平澤 雄太	川口市福祉部介護保険課 主任
出席	鈴木 明日美	川口市福祉部介護保険課 主任
出席	佐藤 博之	川口市福祉部介護保険課 主査
出席	谷萩 賢治	板橋区健康生きがい部介護保険課 資格保険料係長
出席	蘭 博樹	川崎市健康福祉局長寿社会部介護保険課 係長
出席	関 大介	川崎市健康福祉局長寿社会部介護保険課 係長
出席	大竹 里沙	川崎市健康福祉局長寿社会部介護保険課 主事
出席	加藤 彩由美	甲府市福祉保健部福祉支援室介護保険課 主事
出席	山本 泰司	甲府市福祉保健部福祉支援室介護保険課 主事
出席	清水 俊博	甲府市福祉保健部福祉支援室介護保険課 主事
出席	森山 真由美	出雲市健康福祉部高齢者福祉課 主任
出席	坂本 郁夫	出雲市健康福祉部高齢者福祉課 主任
欠席	吉川 裕子	出雲市健康福祉部高齢者福祉課 係長

（オブザーバー）

欠席	尾崎 智晴	政府CIO補佐官（厚生労働省担当）
出席	丸尾 豊	内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室 参事官補佐
出席	清水 康充	内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室 参事官補佐
出席	吉積 亮	内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室
出席	前田 みゆき	内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室 政府CIO補佐官
出席	羽田 翔	総務省自治行政局市町村課行政経営支援室 室長補佐
出席	須磨田 正弘	厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室 室長補佐
出席	坂本 裕一	厚生労働省老健局介護保険計画課 課長補佐
欠席	橋本 捷太	厚生労働省老健局介護保険計画課 企画法令係長
出席	中村 美咲	厚生労働省老健局介護保険計画課 主任調査員

【議事次第】

1. 開会
2. 意見照会について
3. 標準仕様書案の検討
4. その他

【議事概要】

○構成員意見

- ・（資料3-3-5）保険料賦課に関する個別設問で仮徴収額の平準化について、コロナ禍のため対象としている年度等を流動的に変更しているが、設問の回答は現在の運用にて該当するものを回答すればよいのか。

⇒（事務局）想定としては、コロナ前の運用をもとに回答してほしい。

○構成員意見

- ・（資料3-2）意見照会の照会期間について、繁忙期を重なっているため、期限までに回答できるかかなり厳しい状況と考える。回答期限を再検討してもらうことは可能か。

⇒（事務局）8月末までに標準仕様書を発出する必要があるため、意見照会後の結果の集約や意見の反映、検討会での承認等を踏まえ、照会期間は可能な限り確保した予定としているため、照会期間を見直すことは難しいことは了承してほしい。

○構成員意見

- ・都道府県より市区町村に対して求める統計情報について、厚生労働省が求める統計情報以外で求められているものがあるのか、ベンダ構成員や事務局にて把握しているものがあれば教えてほしい。

⇒（事務局）都道府県が個別に求める統計情報は何かしらあると認識しているが、詳細までは把握できていない。

⇒（構成員①）突発的な統計情報の提供依頼はあるが、定例的のものは特にない。突発的なものは都度EUC機能や担当ベンダに依頼し対応している。

⇒（構成員②）川崎市と同様である。EUC機能での対応が大半を占めている。

⇒（構成員③）毎月月報を作成しているが、国保連合会の統計情報と異なることが多く、議会から指摘を受けることがあるため、差異を確認するためにEUC機能を利用している。

⇒（構成員④）他の構成員と同様、突発的な依頼があるため、EUC機能を使って対応することが多い。

⇒（構成員⑤）月報の関係でEUC機能を使って確認したり、県や関係団体からの突発的な依頼に対応したりしている。集計機能は日々の運用でも使用しているため、集計機能は必要である。

⇒（構成員）17業務の中で都道府県固有の集計があるという話を聞いたことがあったので確認した。介護保険では固有の統計が無いということであれば問題ない。

○構成員意見

- ・全般的な確認になるが、今回のWTを受け構成員として対応が必要なことが何なのか確認したい。
⇒（事務局）今回の依頼事項は、資料1にて概要を記載しているとおり、5/26（水）までに標準仕様書案を確認し、意見をあげてほしい。依頼事項の詳細については、資料9で説明する。

○構成員意見

- ・今回のWTでの意見について、標準仕様書案たたき台からの変更点以外に対する意見もあげてよいのか。
⇒（事務局）問題ない。
- ・（資料3-3-3、3-3-5）個別に設けられた設問は今回のWTでの意見として回答するのか。
⇒（事務局）個別設問の回答は意見照会での回答を正式回答とするため、今回は設問文や選択肢等に対する内容の確認をお願いしたい。

○構成員意見

- ・データ要件と連携要件について、内閣官房IT室よりいつ頃案が提示されるのか。
⇒（内閣官房IT室）IT室にて早急に検討を進めているところで、現時点でスケジュール等を提示できる状態ではない。先日、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案が成立したところで、これから早急に検討し、速やかに丁寧に対応していきたい。

○構成員意見

- ・Gov-Cloudの検討状況がどのような状況なのか教えてほしい。先行事業が行われると聞いていたが、現状公募も行われていないと聞いている。
⇒（内閣官房IT室）先行事業については、地方自治体より多くの問合せをいただいているところであるが、検討に時間を要している状況である。可能な限り5月中に公募要綱を提示したいと考えている。また、Gov-Cloudの調達についても検討している状況である。
⇒（構成員）8月に発出する標準仕様書において、データ要件や連携要件の内容を詳細に示すことは難しいという認識でよいか。
⇒（事務局）内閣官房IT室の資料にて、データ要件や連携要件は各業務での検討ではなく、17業務全体で検討し方針を整理すると示されている。そのため、介護保険・障害者福祉としては、IT室から示される案をもとに検討することになるため、8月の標準仕様書におけるデータ要件・連携要件の記載内容は現状の内容で発出することになると考えている。

○構成員意見

- ・厚生労働省と事務局への提案であるが、意見照会にて地方自治体に介護保険システムの次回の更新時期を確認してはどうか。令和7年度末までの標準仕様準拠システムへ移行することとなっているため、切替可否の判断や切替時期を見ることができると考える。
⇒（事務局）令和2年度のアンケートで40自治体ではあるが確認している。住民記録システムの標準化に関する調達において、Gov-Cloudへの移行に関する課題やスケジュールの整理も範囲に含まれており、17業務すべてが対象で検討されているため、介護保険や障害者福祉のみで確認しても、効果は小さいと考える。
⇒（内閣官房IT室）令和7年度末までに移行する点は、閣議決定されたデジタルガバメント実行計

画にて定められた内容であるため、引き続き、対応を進める。移行を推進する上でシステムの更新時期を把握することは大事なことと考えており、費用対効果等の検証するために必要な情報であるため、先行事業でも把握することになると思う。全般的には、厚生労働省と協力して調査や把握について検討していきたい。

○構成員意見

・標準仕様を受け、地方自治体でカスタマイズすることは可能なのか確認したい。市独自の施策で収滞納管理を国民健康保険や後期高齢者と一本化しており、現状効果も出ている中でカスタマイズが認められないとなると、収滞納のあり方から見直すことになる。

⇒（事務局）内閣官房IT室と厚生労働省の間で調整できていない状況である。社会保障において、国で規定されていない事業もあるため、カスタマイズがゼロになるということは難しいと考える。ただし、カスタマイズの制限をせずにすべて実装することを許容すると、現状と何も変わらないため、ある程度の方向性や線引きは必要と考える。

⇒（内閣官房IT室）地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案の国会審議において、自治体の独自施策に対する御意見は多くいただいたところ。この点について、まずは、さまざまな独自施策も含めて実装できるように標準仕様書を作り上げていく、ということが内閣官房IT室としての見解となる。構成員の市の取組が各団体共通で行うべき取組であれば、ぜひ標準仕様書に反映させるべきだ。ここで仮にカスタマイズの制限をせず、何でもかんでも個別の事情について実装を許容することは、標準化に取り組む意味を完全に損なうものとする。なお、カスタマイズ自体については、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律上では、第8条第2項の規定が設けられているので念のため申し添える。

⇒（事務局）収滞納管理は税務システム等標準化検討会でも検討されている。収滞納管理に関する要件は基本的に標準仕様書に反映することは検討できるが、地方自治体により運用方法等が千差万別であるため、標準仕様書をどのように改版するのか、介護保険としてできる内容とできない内容の線引きをどうするかを取り決めていくことが重要になると認識している。

○構成員意見

・エラー・アラートの件で、内容を確認する必要があるのか確認したい。

⇒（事務局）事務局としては今回の確認事項と考える。地方自治体にて調達仕様書を作成する際、標準仕様書を活用することになると考えており、エラー・アラートは地方自治体の運用によって特色が出る部分であるため確認してほしい。

⇒（構成員）質問の意図として、現行システムのエラー・アラートの詳細を職員1人1人が把握しているわけではないため、確認作業を行うとなると時間を要する。事務局にてベンダと調整し、エラー・アラートの内容をイメージしているのであれば、ベンダによって差異のある部分のみを提示し確認するほうが効率よく作業できると考える。

⇒（事務局）標準仕様書の作成にあたり、ベンダと個別に調整したり、ベンダからの意見を反映したりしていることは事実ではあるが、ベンダ間で合意した内容のみで完成とすることは本来の趣旨とは違うと考える。地方自治体ごとに作成する調達仕様書のもとになる標準仕様書は、地方自治体にそれぞれの観点で確認してもらう必要があると考える。自治体構成員には全国への意見照会を行う前に可能な範囲で確認してほしいという依頼になるため、どこまで確認するかは各構成

員にて判断してほしい。

○構成員意見

- ・当市では独自の情報網を使用し、認定事務を行っている。電子化が進む中で電子データのやり取りができる情報網を各地域にて進めていく等の方針を国から発信してもらうことはできないのか。認定結果を規定されている期間内に実施できるよう、主治医意見書のやり取りを電子データで行い、期間の短縮を図っている。推進にあたり、医療機関等の理解も必要であるため、例えば報酬の加算等を行うことで推進できるのではないかと考える。

⇒（事務局）要望の内容は、デジタル化の大前提となる話と理解した。独自の情報網に関連した情報として、厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課にて事業者間の居宅サービスに関する情報連携が行えるように連携基盤を構築する事業が行われており、ケアマネージャーとサービス事業者間でケアプラン情報をデータ交換するためのインタフェースは示されている。独自の情報網を用いて事業者とやり取りすることで、介護現場の生産性向上に寄与できることは理解しており、事業者間の連携基盤に保険者が参加することで、「独自の情報網で行われている運用は可能となる。情報連携が実現できることで、ケアマネージャーがケアプランの作成やアセスメントを行う前に認定調査票や主治医意見書、認定申請情報等が入手でき、時間が短縮され、ケアマネージャーの労力の省力化に繋がると考えている。事務局としては、情報連携の実現を見据え、認定情報等を電子データで作成できることとした機能要件を標準仕様書に実装オプションとして盛り込んでいる。

- ・RPAを用いて電子化された主治医意見書を取り込むことを検討しているが、医療機関によって作成される主治医意見書の様式が異なるため、取込に苦慮している。主治医意見書の様式を全国で統一することができないか、検討いただきたい。

⇒（事務局）主治医意見書の様式が医療機関ごとに異なっているため、情報の登録や取込に手間が掛かっていることは認識している。主治医意見書の電子化にあたり、主治医意見書の改ざんが行われないように医師の署名であるHPKI（電子証明書）が必須となる。HPKIは日本医師会に所属する診療所やクリニック等の医師には普及しているが、大病院等の医師は日本医師会の会員ではない場合が多く、あまり普及していないと聞いている。このような状況下で主治医意見書の伝送を前提とした標準仕様書は作成できないと考える。そのため、データヘルス集中改革プランにて示された令和4年夏頃に稼働予定の電子処方箋により、医師が作成する処方箋を伝送するためにHPKIが必須となるため、電子処方箋が広がりを見せ、大病院等の医師もHPKIを持つような状況になれば主治医意見書の伝送についても改めて検討できると事務局では想定している。

○構成員意見

- ・帳票のカスタマイズについて、文面を変えることでお知らせの枚数を減らす工夫等を行っている中で、カスタマイズすることが許容されなくなった場合、帳票すべてをWordで作成することになるのではないかと懸念している。カスタマイズを実施できる余地は残してほしい。

また、カスタマイズ可否は昨年度から継続して検討しているが、今年度の検討会を実施している中で結論が出るのか確認したい。検討会の終了間近に結論が提示される状況となると、地方自治体の現場は混乱すると思われる。

⇒（事務局）課題として厚生労働省も事務局も認識している。方向性は内閣官房IT室や総務省も含

めた17業務全体で共通した内容になると思われる。ただし、現在の住民記録における方針と同じ方針で社会保障の介護保険や障害者福祉も対応できるかと言われると社会保障特有の上乗せや横出しのサービス、法定外の業務等があるため難しい局面もあることは内閣官房IT室にも申し伝えている。何も制限なくカスタマイズを自由に行えることは標準化としては本末転倒であるが、許容されないことで事務運用が円滑に行えず、事務負荷の軽減に繋がらないことも理解している。現状、カスタマイズを行う対象はある程度絞られて実施されているものとするため、対象を限定しどこまで詳細化・明文化できるか検討し、標準仕様として対象とする範囲をどう線引きするかが重要になると考える。なお、8月の標準仕様書としては現状のままとし、懸念事項は継続検討事項とし検討していく。

○内閣官房IT室

- ・本日はカスタマイズ等の意見があったが、標準化に繋がる意見は可能な限り標準仕様書への反映をお願いしたい。反映する時期もあるが、標準仕様書として良いものを作成するという観点から、カスタマイズありきでの議論ではなく、標準仕様書にどのように落とし込むことで実現できるのか、パラメタやアドオン等の工夫も研究しつつ自治体から積極的な意見をあげてほしい。
- ・地方自治体においては、内閣官房IT室にて共創プラットフォームを構築しており、是非参画し意見を出してほしい。

以 上